省　令

○総務省令第八十号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号及び第九号並びに第二項第一号、第三号の二及び第六号、第二十三条第一項ただし書及び第二項並びに別表第一(六)項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第八項を第十項とし、第三項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3　令別表第一(六)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。

一　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が二十六床以下のときは二、二十六床を超えるときは二に十三床までを増すごとに一を加えた数を常時下回らない体制

二　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が六十床以下のときは二、六十床を超えるときは二に六十床までを増すごとに二を加えた数を常時下回らない体制

4　令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名は、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一　肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

二　前号に掲げる診療科名と医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

三　歯科

四　歯科と医療法施行令第三条の二第一項第二号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

第六条第一項中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に、「第五条第八項第一号」を「第五条第十項第一号」に改める。

第十条中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「第十二条第一項第一号及び第九号」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(ト)項イ並びに(十六の二)項」に、「又はその部分」を「（同表(ト)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）」に、「延べ面積」を「基準面積（令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第一号及び第九号」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びに(十六の二)項」に改め、(ト)項イ並びに(十六の二)項」に改め、「又はその部分」を「基準面積」に改め、同条第二項中「令第十二条第一項第一号に」を「令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロに」に改め、「（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同項の規定を適用するものを除く。）」を削り、同条第三項中「令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令別表第一(ト)項イに掲げる防火対象物」を「令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物」に、「同号の規定を適用するものに限る。）」を「同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分」に改める。

第十二条の三中「第十二条第一項第一号ロ」を「第十二条第一項第一号ハ」に改める。

第十三条第三項第九号の二中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ」に、「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に、「延べ面積」を「基準面積」に改める。

第十三条の五第一項の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項第二号の表中「次条」を「第十三条の六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分）

第十三条の五の二　令第十二条第二項第三号の二の総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に二分の一を乗じて得た値を超える場合にあつては、当該二分の一を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）とする。

一　第十三条第三項第七号又は第八号に掲げる部分であること。

二　次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

イ　準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分

ロ　不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分（第十三条第三項第六号に掲げる部分を除く。）の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

三　床面積が千平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が千五百平方メートル以上の四階以上十階以下の階に存する部分でないこと。

第十三条の六第一項中「水量は、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第一号中「前条」を「第十三条の五」に改め、同号の表中「第十号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第三号の二」に、「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同号の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同項第四号中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同号の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第二号及び第四号中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　令第十二条第二項第六号の総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を設けなくても前項第二号又は第四号に規定する性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする。

第十四条第一項第十一号の二中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改める。

第二十五条第一項中「消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である」を「次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一　令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(ト)項イ、(十六の二)項並びに(十六の三)項に掲げる防火対象物（同表(ト)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）　消防機関が存する建築物内

二　前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物　消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

第二十五条第三項第三号イ中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同項第四号中「別表第一(六)項ロ、(ト)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(ト)項イ、(十六の二)項並びに(十六の三)項」に、「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、「存するもの